

B-1

## 文 書 廃 棄 細 則

制定 平成 27 年 11 月 27 日

(目的)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人市民後見人の会（以下「本会」という）における文書破棄基準を明らかにし、事務を適正かつ円滑に執行するために必要な事項を定めることを目的とする。

(文書廃棄)

第2条 文書の廃棄基準は、別表1「本会における文書廃棄基準」、別表2「後見業務に関する文書破棄基準」による。

(改廃)

第3条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付則

1. この細則は、平成 27 年 11 月 27 日から実施する。
2. 本細則第 2 条の別表 1 は、未制定だが制定され次第、本細則に取り込むこととする。

(管理責任者 事務局長)